

鷲ヶ峰けやき公園多目的広場の団体専用使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鷲ヶ峰けやき公園多目的広場（以下「多目的広場」という。）の団体による専用使用の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用者の範囲)

第2条 多目的広場を団体で専用使用できる者は、次のとおりとする。

(1) 市内在住、在学、在勤者10名以上で構成され、スポーツ及び健康増進を目的とする非営利団体。ただし、代表者は20歳以上とする。

なお、登録する構成員が未成年者の場合は、責任を負うことができる法定代理人を合わせて明記すること。

(2) 多目的広場近隣自治会・町内会。

(3) その他、川崎市が特に認めた団体。

(4) 団体専用使用に際しては、宮前区在住、在学、在勤者10名以上で構成される団体を優先するものとする。

(利用団体登録)

第3条 多目的広場を団体で専用使用しようとする者は、あらかじめ「鷲ヶ峰けやき公園多目的広場利用団体登録申請書（第1号様式）」（以下「登録申請書」という。）を宮前区長に提出し、登録証の交付を受けなければならない。

2 登録証の有効期限は、登録承諾日から3年間とする。

3 利用団体登録の受付場所は、宮前区役所地域振興課とする。受付時間は、年末年始（12月29日から1月3日）を除く、平日の8時30分から17時（12時から13時を除く）までとする。

4 登録証の交付を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、鷲ヶ峰けやき公園多目的広場運営部会の会員となり、運営部会の活動に参加しなければならない。

また、登録申請書に記載した団体名、団体代表者の氏名、年齢、電話番号、住所、勤務先又は学校名、所在地及び団体の活動内容・種目について、鷲ヶ峰けやき公園多目的広場運営部会へ提供するものとする。

5 次の各号に該当する団体は、利用団体登録を拒否することができる。

(1) 暴力その他反社会的な活動を現に行い又は行うおそれがある団体。

(2) 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる活動を行っている団体。

6 宮前区役所地域振興課は、川崎市暴力団排除条例に基づき、登録申請書に記載された情報を神奈川県警察本部に提供することができる。

(使用の事前申出)

第4条 前条により登録した団体が、多目的広場の専用使用を希望する場合は、「鷲ヶ峰けやき公園多目的広場管理運営要綱第14条」に定める、希望する使用区分を調整する利用調整

会議開催日の2週間前までに、鷺ヶ峰けやき公園多目的広場運営部会（以下「運営部会」という。）に申し出るものとする。

- 2 前項により、運営部会が受け付けた使用区分は、運営部会が開催する利用調整会議で決定する。

（使用の随時申出）

第5条 「鷺ヶ峰けやき公園多目的広場管理運営要綱第14条」に定める利用調整会議後、利用が無い使用区分については、希望する使用区分の2週間前までに運営部会に申し出るものとする。

- 2 前項により申し出があった使用区分については、利用調整会議を必要としない。

（使用時間及び回数）

第6条 登録団体による使用時間は、「鷺ヶ峰けやき公園多目的広場管理運営要綱第4条」に定めるとおりとする。

- 2 同一登録団体による使用回数は、原則毎月平日2区分、土・日・祝日2区分までとする。ただし、鷺ヶ峰けやき公園管理運営協議会において、事前に承諾を得た登録団体等は除く。

（利用にあたっての責務）

第7条 登録団体は、「鷺ヶ峰けやき公園多目的広場管理運営要綱」を遵守し、特に次に掲げる内容について、責務を負うものとする。

- （1）使用後は、多目的広場の清掃・整備を行い元の状態に戻すこと。特に天候不順によりグラウンド状況が不良時に使用した場合は、入念な整備を行うこと。
- （2）使用中に発生した怪我等の事故は、施設管理者の責めに帰すべき場合を除き、利用団体がその責めを負うものとする。
- （3）利用団体は、施設の設備等を故意又は過失により破損又は滅失したときは、弁償の責めを負うものとする。

（予約内容の変更等）

第8条 使用目的、日時等に変更が生じたとき、又は使用を取り止めるときは、速やかに運営部会へ申し出なければならない。

（使用権の譲渡等の禁止）

第9条 登録団体は、使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（団体登録の変更等）

第10条 登録団体は、代表者等に変更が生じた場合は、「多目的広場利用団体代表者等変更届」（第2号様式）を宮前区長に提出するものとする。

- 2 登録団体は、団体を解散及び団体登録を抹消する場合は、「多目的広場利用団体登録廃止届」（第3号様式）を宮前区長に提出し、すでに交付された登録証を返還するものとする。

(団体登録の取消し)

第11条 登録した団体が、次の各号に該当するときは、団体登録を取消することができる。

- (1) 鷲ヶ峰けやき公園多目的広場管理運営要綱及び本要綱に違反したとき。
- (2) 暴力その他反社会的な活動を現に行い又は行うおそれがある団体。
- (3) 暴力団の利益になり、又はその恐れがあると認められる活動を行っている団体。
- (4) 川崎市暴力団排除条例第9条第2項に該当するとき。
- (5) その他、宮前区役所の指示に従わないとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、宮前区長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。